

2013 年 11 月

「公開買付けの応募契約」

第 4 期 客員研究員

神戸大学大学院法学研究科 准教授

飯田 秀 総

要 約

公開買付け開始前に、対象会社の株主が公開買付者に対して、公開買付けが実施される場合には保有株式を応募する旨を約束する応募契約が締結されることがある。本稿では、このような応募契約は、金商法 27 条の 12 との関係で有効といえるのかという問題を検討した。第 1 に、応募契約を締結する株主の利害状況について、第 2 に、公開買付けの競合の促進との関係で応募契約をどう考えるかという問題について、第 3 に、応募契約の開示の問題について、それぞれ検討し、応募契約の有効性について分析を行った。

応募契約を締結する株主の利害状況については、応募契約を利用する意味として、交渉力仮説、搾取仮説、情報証明仮説が考えられるところ、結論としては、応募契約の効力を有効としても、大株主の利益も少数株主の利益も害されるわけではないと分析した。

公開買付けの競合促進という政策との関係については、競合買付の登場の妨げになり得るからといって、応募契約の効力を否定すべきではないというのが結論である。

したがって、応募契約の効力は有効と解すべきであるが、開示については改善の必要がある。本稿では、株主と応募契約を締結している場合はその内容を開示しなければならないこととし、具体的には、当該株主の保有株式数・応募を約束した株式数、応募義務・応募解除禁止義務の前提条件がある場合にはその旨及びその条件、並びに、応募義務・応募解除禁止義務が解除される条件がある場合にはその旨及びその条件について開示しなければならないという規定を設けることを提案した。

(掲載誌；飯田秀総「公開買付けの応募契約」岩原紳作ほか編『会社・金融・法〔下巻〕』(商事法務) (2013 年 11 月) 79 頁～104 頁)

- (注) 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用(転用・複製等)及び改変を行うことはできません。
2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。